中標津町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

（目的）

第１条　本町のまちづくりにおける課題である少子高齢化は、産業や就労、教育、医療、福祉など様々な分野に影響を与えるとされ、また労働人口の減少により税収などが減収することにより、財政の硬直化が予想されます。

　そのため、安心して子どもを産み育てることができ、医療・介護体制の維持、新たな産業の創出、若年層の雇用の場の確保、住宅施策の充実、移住対策など、総合的な定住対策の充実を図るため、「中標津町まち・ひと・しごと創生本部」（以下「創生本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）第２期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第２期総合戦略」という。）の策定に関すること

（２）その他目的達成のため必要な事項

（組織）

第３条　創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は町長、副本部長は副町長をもって充てる。

３　本部員は、教育長及び部長職をもって組織する。

４　本部員の任期は、本部会議設置の日からその事務事業の完了時とする。

（職務）

第４条　本部長は、本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　本部員は、本部長及び副本部長の指示により、その事務事業の調査、研究、実施を行うとともに関係部署との連絡調整を図る。

（本部会議）

第５条　創生本部の会議は、必要に応じて本部長が召集し、会議の議長となる。

２　本部長は、必要があるときには本部員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（部会）

第６条　創生本部の事務を円滑に進めるために部会を設置し、次の各号の事項を調査研究する。

（１）情報、資料の収集、現状分析

（２）各部門別の現状と課題の整理及び分析

（３）総合戦略施策の体系と実施すべき事業の選択

（４）各総合戦略部門別計画等の調整及び素案の作成

（５）その他必要な事項

２　部会の部員は、全次長職及び全課長職をもって充てる。

３　部員の任期は、部会設置の日から第２期総合戦略策定終了までの期間とする。

４　部会の会議は事務局が招集し、会議の議事進行は事務局が行い必要に応じて関係者を会議に参画させることができる。

５　部会の会議の経過は、事務局が創生本部会議に報告するものとする。

（会議の公開）
第７条　会議は、これを公開する。ただし、中標津町情報公開条例（平成 12 年条例第 11 号）第 10 条第 1 項各号に掲げる情報が審議の対象となる案件の会議については、これを公開しないことができる。

（事務局）
第８条　創生本部及び部会の事務局は、総務部企画課に置く。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。